

平成26年第1回八千代町議会定例会会議録（第1号）

平成26年3月6日（木曜日）午前10時27分開会

定例議会の告示

八千代町告示第18号

平成26年第1回八千代町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年2月28日

八千代町長 大久保 司

1. 期 日 平成26年3月6日
2. 場 所 八千代町議会議場

本日の出席議員

議長（9番）	水垣 正弘君	副議長（8番）	大久保 武君
1番	国府田利明君	2番	大里 岳史君
3番	廣瀬 賢一君	4番	上野 政男君
5番	中山 勝三君	6番	生井 和巳君
7番	相沢 政信君	11番	小島 由久君
12番	宮本 直志君	13番	大久保敏夫君
14番	湯本 直君		

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	生井 光男君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	小竹 貞男君

秘書課長	飯島 英男君	総務課長	浜名 進君
企画財政課長	斉藤 実君	税務課長	青木 良夫君
町民課長	横島 広司君	福祉保健課長	相田 敏美君
生活環境課長	岡田 昭夫君	産業振興課長	谷中 聰君
都市建設課長	上野 真一君	上下水道課長	柴森 米光君
農業委員会 事務局長	秋葉三佐男君	教育次長兼 学校教育課長	水書 正義君
公民館長兼 生涯学習課長	鈴木 一男君	給食センター 所長	鈴木 忠君
総務課長 補佐	宮本 克典君	企画財政課 参事	青木 喜栄君

議会事務局の出席者

議会事務局長	野村 勇	主 査	小林 由実
主 任	外山 勝也		

議長（水垣正弘君） 公私ご多用中のところご参集をくださいまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第1回八千代町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第1号）

平成26年3月6日（水）午前9時開議

開 会

議事日程報告

諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 八千代町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 八千代町出産子育て奨励金支給条例
- 日程第5 議案第3号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第4号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第5号 八千代町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第6号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第7号 八千代町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第8号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める八千代町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第9号 八千代町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第10号 八千代町グリーンビレッジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第11号 クラインガルテン八千代の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第12号 平成25年度八千代町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第13号 平成25年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第14号 平成25年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第15号 平成25年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第16号 平成25年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第17号 平成25年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第18号 平成25年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第19号 平成25年度八千代町水道事業会計補正予算（第1号）
-

諸般の報告

議長（水垣正弘君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付いたしましたから、後でご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者並びに各課長、局長、所長でありますので、報告をいたします。

次に、私のほうから議会議員研修視察の報告をいたします。去る1月28日、さきの全員協議会で決定いたしました議会議員研修を行いましたので、ご報告を申し上げます。

まず、下妻市の茨城県西流域下水道事務所において、下水道の働き及び事業の進捗状況と今後の課題について説明を受けました。その後、汚水処理施設を見学するなど下水道事業の仕組み全体を理解し、改めて下水道の必要性を理解することができました。

次に、境町の首都圏中央連絡道路工事事務所において、本道路構想の目的と役割などの説明を受け、その後、利根川渡河橋、(仮称)境インターチェンジ工事現場を見学いたしました。平成27年度内に全面開通を目指し、先端技術を駆使した橋梁工事が急ピッチで進められており、本事業が完成すれば当町における道路交通事情は飛躍的に変化、向上するものと確信をいたしました。

最後に、八千代第一中学校改築工事現場を訪れ、事業の進捗状況の説明を受けた後、現場の作業状況を確認いたしました。年内完成に向け順調に工事が進められており、重厚な基礎工事現場を確認いたしました。予算を承認した立場でございますので、今後も引き続き進捗状況を確認してまいりたいと思います。関係者の皆様におかれましても、完成までしっかりと進行管理していただけるようお願いを申し上げます。

結びに当たり、研修に参加いただきました町執行部の皆様を初め、時間を割いて研修にご協力をいただきました工事関係者の皆様に対しお礼を申し上げ、議会議員研修の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

行政諸般の報告

議長（水垣正弘君） 続いて、町長から諸般の行政報告につきまして要請がありましたので、許可をいたします。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) 平成26年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用にかかわらずご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

なお、ただいま議長の許可がありましたので、行政の諸般事項についてご報告申し上げます。

初めに、平成25年度八千代町総合表彰式についてご報告申し上げます。総合表彰式につきましては、八千代町ほう賞規則に基づき、町の進歩発展に功績のあった人、団体に対し表彰するもので、例年3月下旬に実施しております。本年度は、3月20日木曜日午前10時から、中央公民館大ホールにおいて実施いたします。議員各位におかれましても、万障繰り合わせの上、ご臨席賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、学校給食費の改定についてご報告申し上げます。学校給食費につきましては、平成12年度に改正後、負担額を据え置き現在に至っております。改定から14年が経過しており、この間小麦の国際価格の上昇等による食材の高騰に伴い、給食の食材調達に苦慮している現状であります。さらに、4月から消費税率の8%への引き上げも実施されることになり、現状の給食費個人負担額では食材を購入することが難しく、平成26年4月から学校給食費を改定することになりました。

改定の内容は、小学生が月額3,850円から3,950円に、中学生が月額4,150円から4,250円にそれぞれ100円の値上げであり、消費税率の改定に伴う保護者の家計への影響を考慮した上で最小限の値上げにとどめたものであります。

なお、今回の改定につきましては、学校給食費運営協議会に諮りご了承いただき、給食費に関する規則を改定したものであります。議員各位のご理解をお願い申し上げます。

続きまして、契約関係についてご報告申し上げます。契約関係におきましては、別紙「契約関係報告書」のとおりであります。

以上、行政の諸般事項についてご報告申し上げましたが、議員各位のより一層のご協力をお願い申し上げまして、報告を終わらせていただきます。

議長(水垣正弘君) 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(水垣正弘君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第127条の規定により、1番、国府田利明議員、2番、大里岳史議員、以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（水垣正弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

小島議会運営委員長。

（議会運営委員長 小島由久君登壇）

議会運営委員長（小島由久君） ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

去る2月24日、執行部から副町長及び関係課長等の出席を求め、平成26年第1回八千代町議会定例会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。

関係課長等から提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本定例会の会期を本日から14日までの9日間とすることに議会運営委員会としては決定した次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、ご報告といたします。

議長（水垣正弘君） ただいまの議会運営委員長の報告は、平成26年第1回八千代町議会定例会の会期を本日より14日までの9日間とするものであります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日より14日までの9日間とすることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より14日までの9日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 議案第1号 八千代町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を 求めることについて

議長（水垣正弘君） 日程第3、議案第1号 八千代町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(総務課長補佐 宮本克典君朗読)

議長(水垣正弘君) 本案につきまして、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第1号 八千代町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、地方自治法第108条の5第3項及び地方税法第43条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査決定するために設置された執行機関であります。

当委員会の委員の任期は3年であり、地方税法第423条第3項により本町の住民で町税の納税義務者、または固定資産の評価について学識経験を有する者の中から議会の同意を得て町長が選任することになっております。現委員であります安田正一君につきましては、平成26年3月をもって任期満了となるところでありますが、固定資産税に精通し、かつ人格高潔であり、委員として適任者でありますので、このたび議会の同意をいただき再任したく、提案した次第でございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長(水垣正弘君) これから質疑を行います。

本件は人事案件でありますので、質疑の際は十分ご留意願います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第1号 八千代町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 八千代町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

日程第4 議案第2号 八千代町出産子育て奨励金支給条例

議長（水垣正弘君） 日程第4、議案第2号 八千代町出産子育て奨励金支給条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第2号 八千代町出産子育て奨励金支給条例の提案理由をご説明申し上げます。

この条例は、次代を担う子どもたちの出産を奨励し、健やかに成長することを応援するため第3子以上の出産した方を対象に出産子育て奨励金を支給し、経済的負担を軽減することで急速な少子化に歯どめをかけることを目的とするものであります。

主な内容といたしまして、奨励金は3人目以上の児童1人につき30万円を限度とし、出産後に10万円、3歳の誕生日経過後に10万円、小学生入学後に10万円を支給いたします。支給資格といたしまして、平成26年4月1日以降に第3子以上の子どもを出産された方で、出生日の1年以上前から奨励金の支給月まで継続して八千代町に住民登録されており、18歳未満の子どもを2人以上養育し、町税などの滞納のないことが要件となっております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 八千代町出産子育て奨励金支給条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 八千代町出産子育て奨励金支給条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

議長（水垣正弘君） 日程第5、議案第3号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第3号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法が平成24年8月に公布されたことに伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容であります。子ども・子育て支援事業計画の策定や地域の子育て推進施策に関する審議を行う子ども・子育て会議を新たに設置し、これまでの次世代育成支援対策地域協議会が審議してきた子育て支援に関する事項も審議することになります。これに伴い、当該委員を非常勤特別職として新規に位置づけるとともに、平成26年3月31日をもって任期が終了する次世代育成支援対策地域協議会委員を削除するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重に審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第3号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長(水垣正弘君) 日程第6、議案第4号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第4号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

今回の改正は、医療職職員の給与体系を見直すため、近隣市町村の給料表を参考に医療職の給与を現行の3級制から4級制に改めるものであり、併せて職員のさらなる士気の高揚、職場の活性化を図るための改正であります。

改正の主な内容は、医療職給料表級別職務分類表の改正及び別表第3、医療職給料表に4級を追加するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 八千代町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例
議長（水垣正弘君） 日程第7、議案第5号 八千代町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第5号 八千代町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、社会教育法の改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成25年6月に公布されたことに伴い、八千代町社会教育に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容であります。これまで法律で定められていた社会教育委員の委嘱基準が削除され、自治体みずから決定する必要があることから、文部省令で定めた基準を参酌して町条例で定めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願いいたします。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 八千代町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 八千代町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議長（水垣正弘君） 日程第8、議案第6号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第6号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

改正の主な内容であります。子育て世代の医療費負担を軽減し、子育て支援の充実に資することを目的として、医療費の助成対象をこれまで12歳までだったものを15歳、中学校3年生まで拡充することです。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 八千代町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例
議長（水垣正弘君） 日程第9、議案第7号 八千代町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第7号 八千代町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方青少年問題協議会法の改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成25年6月に公布されたことに伴い、八千代町青少年問題協議会設置条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容であります。これまで国が一律に定め自治体に義務づけていた青少

年問題協議会の会長及び委員の資格要件が削除され、自治体みずから決定する必要があるため、町条例で定めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（水垣正弘君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、湯本直議員。

14番（湯本　直君）　第3条の3項の規定ということで、学識経験のある者として任命されていたものを今度の法の改正では、委員は町議会の議員、あるいは関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命するというふうに、町議会の議員というのがすっきりと肩書きでうたわれてきていて、学識経験という形ではなくなるので、その改正点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（水垣正弘君）　生涯学習課長。

（公民館長兼生涯学習課長　鈴木一男君登壇）

公民館長兼生涯学習課長（鈴木一男君）　それでは、湯本議員のご質問にお答えいたします。

今まで地方青少年問題協議会の中で、上位法といたしまして八千代町の青少年問題協議会設置条例が制定されていたわけですが、3条の2項のほうで、法第3条というのは、地方青少年問題協議会法の法第3条3項の規定ということで、今まで学識経験がある者として任命されたという文言で表現されておりましたが、そちらが廃止されたことによりまして、町条例のほうでは文部科学省の文書の表現を参酌いたしまして、町議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命しということで、委員の要件を定めたところでございます。

以上でございます。

議長（水垣正弘君）　13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君）　この条例改正でありますけれども、基本的に青少年問題協議会ということがございますから、青少年の問題にかかわるひとつ何かの部分が出たときのためにつくっている協議会ということがございますけれども、この青少年問題協議会を総会なりなんりの形はいずれとしても、いわば通常の会議は年に一、二回あるのだろうと思いますけれども、町の青少年にかかわる問題において何らかのことが生じて青少

年問題協議会というものが開催された例は過去にあるのかどうか、それをちょっとお聞きしたい。

議長（水垣正弘君） 生涯学習課長。

（公民館長兼生涯学習課長 鈴木一男君登壇）

公民館長兼生涯学習課長（鈴木一男君） 大久保議員のご質問にお答えいたします。

青少年問題協議会につきましては、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立及び重要事項を審議する審議会となっておりますが、現在までの開催経緯を申しますと、過去に学校への不審者の侵入というようなことがありまして、その事案につきまして協議がされまして、見守り、それからパトロールの実施というようなことで関係者、あるいは関係団体に協力要請というようなことで具申をしている経緯がございます。

以上でございます。

（「一回だけ」と呼ぶ者あり）

公民館長兼生涯学習課長（鈴木一男君） はい。定例的に会議はないような形で、重要事項が発生した場合に招集をしているような形になっております。

議長（水垣正弘君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 今言ったように問題は、通常の流れは当然この協議会やっているので、総会なりなんなりやっているのしょうけれども、今言うように、ではわかりやすく言えば過去5年としましょう、過去5年なら5年の中に、先ほど言ったような不審者等の部分があったときに、この協議会を、そのために招集して会議を開いたことが過去にというか、今私が申し上げているのは過去5年間ぐらいの間に、考えたときに何件くらいあるのか、内容はどうでもいいです。何件くらいあるのか。

議長（水垣正弘君） 生涯学習課長。

（公民館長兼生涯学習課長 鈴木一男君登壇）

公民館長兼生涯学習課長（鈴木一男君） ただいまのご質問ですが、過去5年ということでございますが、重要事項が発生した場合に審議会を招集するような形でございまして、過去5年の中では招集した経緯はございません。

議長（水垣正弘君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） そうすると、今課長の言うことと、先ほど答弁した不審者があらわれたので、それを見回りとか何かということを論議したというのは、青少年問題協

議会をこういうことの事案が起きたのだという緊急招集をしたことではなくて、通常の何らかの形で起きたということなのですか、ゼロだということ。そういう招集というか、会議は持たなかったということに解釈していいの、どっちなのですか。

議長（水垣正弘君） 生涯学習課長。

（公民館長兼生涯学習課長 鈴木一男君登壇）

公民館長兼生涯学習課長（鈴木一男君） 済みません。それでは、先ほどの大久保議員のご質問ですが、過去5年間の中にはそういった問題がございませんで、ちょっと年代は忘れましたが、一時社会問題となりました、学校とかに不審者が侵入していろいろな問題を起こすというようなことがありましたが、その際に、その案件につきまして招集をして、中で委員さんの審議のもと各関係機関のほうに協力要請をしたというような経緯しかありません。

（「じゃ、そういうものは、課長、1件とみなしていいの」と呼ぶ者あり）

公民館長兼生涯学習課長（鈴木一男君） そうです。

（何事か発言する者あり）

公民館長兼生涯学習課長（鈴木一男君） 1件でございます。

議長（水垣正弘君） そのほかに質疑ございませんか。

4番、上野政男議員。

4番（上野政男君） 先ほどの大久保議員の質問に続いてちょっとお尋ねしたいのですが、課長は、これ審議会と説明したのです。審議会ではなくて協議会でいいのですか。

（「はい、協議会でございます」と呼ぶ者あり）

4番（上野政男君） はい、わかりました。

議長（水垣正弘君） いいですか。

そのほかにはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） それでは、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 八千代町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 八千代町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める八千代町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

議長(水垣正弘君) 日程第10、議案第8号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める八千代町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第8号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める八千代町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が2段階で施行されることに伴い、平成26年4月1日施行分について改正するものであります。

改正の主な内容であります。現行の「障害程度区分」を「障害支援区分」に名称を改正するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長(水垣正弘君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第8号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める八千代町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める八千代町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 八千代町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長(水垣正弘君) 日程第11、議案第9号 八千代町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第9号 八千代町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、社会保障と税の一体改革による消費税及び地方税法の改正に伴い、八千代町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容であります。消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、施設の使用料を改正するものであります。その他、文言の整理等も行っております。

以上、提案理由を申し上げますが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいます

ようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号 八千代町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 八千代町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 八千代町グリーンビレッジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（水垣正弘君） 日程第12、議案第10号 八千代町グリーンビレッジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第10号 八千代町グリーンビレッジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、社会保障と税の一体改革による消費税及び地方税法の改正に伴い八千代町グリーンビレッジの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容であります。消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、入館料を除く施設利用料等を改正するものであります。その他、文言の整理等も行っており

ます。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 八千代町グリーンビレッジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号 八千代町グリーンビレッジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 クラインガルテン八千代の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（水垣正弘君） 日程第13、議案第11号 クラインガルテン八千代の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第11号 クラインガルテン八千代の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、社会保障と税の一体改革による消費税法及び地方税法の改正に伴い、クラインガルテン八千代の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容であります。消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、施設の使用料等を改正するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、上野政男議員。

4番（上野政男君） ちょっとお尋ねしたいのですが、このクライנגルテンの現在までの利用料、どのぐらいたまっているのですか、それだけお聞かせください。

議長（水垣正弘君） 産業振興課長。

（産業振興課長 谷中 聰君登壇）

産業振興課長（谷中 聰君） 上野議員のご質問にお答えします。

年間42万円ということで、800万円何がしが毎年収入として入ってきておりまして、そのうち基金として、修繕基金ということで積み立てる部分は、はっきり金額は持っていませんが、毎年三百数万円積み立てておりますので、3,000万円程度は残っております。数字は、後でちょっと個別にご報告させていただきます。

議長（水垣正弘君） 4番、上野政男議員。

4番（上野政男君） その件について、もう一度お尋ねいたします。

基金に積み立てている金額以外の金額はどのような方法で。別に、基金として積み立てる以外に積み立ててあるのですか、それとも何らかの形で。お願いします。

議長（水垣正弘君） 産業振興課長。

（産業振興課長 谷中 聰君登壇）

産業振興課長（谷中 聰君） 上野議員のご質問にお答え申し上げます。

残りの経費につきましては、施設の維持管理、またそこに入っています職員の人件費等で、運営のほうで、運営費として使わせていただいております。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第11号 クラインガルテン八千代の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 クラインガルテン八千代の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 平成25年度八千代町一般会計補正予算(第5号)

議案第13号 平成25年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第14号 平成25年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第15号 平成25年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第16号 平成25年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

議案第17号 平成25年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第18号 平成25年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第19号 平成25年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)

議長(水垣正弘君) 日程第14、議案第12号 平成25年度八千代町一般会計補正予算(第5号)、議案第13号 平成25年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第14号 平成25年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第15号 平成25年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第16号 平成25年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)、議案第17号 平成25年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議案第18号 平成25年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議案第19号 平成25年度八千代町水道事業会計補正予

算（第1号）、以上8件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま一括上程されました議案第12号 平成25年度八千代町一般会計補正予算（第5号）、議案第13号 平成25年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第14号 平成25年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第15号 平成25年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第16号 平成25年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、議案第17号 平成25年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第18号 平成25年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第19号 平成25年度八千代町水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、平成25年度八千代町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

今回提案した補正予算は、本年度第5回目の補正で、歳入歳出ともに5,225万9,000円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ75億6,614万8,000円とするものであります。

最初に、歳入の増額となる主な項目を申し上げます。保育料徴収金による分担金及び負担金135万5,000円、八千代第一中学校改築にかかわる学校施設環境改善交付金を含みます国庫支出金2,101万8,000円、繰越金1億3,967万3,000円、児童手当国庫負担金確定積算金による民生費過年度収入を含めます諸収入392万2,000円をそれぞれ増額いたします。

減額する項目につきましては、たばこ税の減による町税の300万円、地方譲与税500万円、県支出金3,423万4,000円、繰入金723万円、八千代第一中学校校舎改築事業債を含めます町債6,430万円をそれぞれ減額いたします。

次に、歳出については、増額となる項目を申し上げます。総務費では、公共施設整備基金積立金による財産管理費1億7,500万円、財政調整基金積立金による財政調整基金費1億4万円、商工費における中小企業事業資金保証料補助金を含め91万5,000円、それぞれ増額いたします。

次に、減額する項目につきましては、議会費においては報酬を含め516万円、民生費においては、国民健康保険特別会計繰出金を含めます社会福祉総務費2,229万3,000円、児

童手当及び保育所運営費委託料を含めます児童措置費4,847万円、衛生費においては、各種検診委託料を含めます予防費3,403万1,000円、妊婦乳児健康診査委託料を含めます母子保健費587万1,000円、農林業費においては、人件費の減額による農業委員会費557万円、いばらきの園芸産地改革支援事業補助金を含めます園芸振興費1,182万9,000円、地域資源循環畜産環境対策事業補助金を含めます畜産業費338万3,000円、中結城地区県営畑地帯総合土地改良事業負担金を含めます農地費363万1,000円、土木費においては、工事支障柱移転補償費を含めます道路新設改良費262万円、中央土地区画整理事業特別会計繰出金を含めます土地区画整理費3,820万6,000円、消防費においては、防災行政無線屋外子局増設工事及び消防ポンプ自動車購入を含めます211万2,000円、教育費においては、主に人件費や物件費の減額による教育総務費115万7,000円、社会教育費488万円、保健体育費331万6,000円、公債費においては、長期債利子による271万6,000円を減額いたします。

続きまして、第2表、繰越明許費補正によります特別老人ホーム錦荘整備事業補助金、安心子ども支援事業施設整備事業負担金、また二級町道3号線改良事業にかかわる用地費、さらに町道1522号線（筑西幹線）道路整備事業の用地費及び補償費であります。

なお、第3表、債務負担行為補正については、各種委託事業の変更、第4表、地方債補正については、事業の変更によるものであります。

以上が平成25年度一般会計補正予算（第5号）の概要であります。

続きまして、平成25年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回提案した補正予算は、本年度第3回目の補正で、歳入歳出ともに5,325万1,000円を増額、歳入歳出予算総額をそれぞれ31億6,897万7,000円とするものであります。

この内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、国民健康保険税9,660万1,000円を増額いたします。これは、現年度課税分と滞納繰り越し分でございます。

国庫支出金760万7,000円を減額いたします。これは、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、普通調整交付金などに係るものであります。

県支出金880万円を減額いたします。これは、高額医療費共同事業負担金や財政調整交付金などに係るものであります。

共同事業交付金1,885万6,000円を減額いたします。これは、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金に係るものであります。

繰入金800万7,000円を減額いたします。これは、基金安定繰入金からの繰り入れに係

るものであります。

続きまして、歳出について申し上げます。総務費27万2,000円を増額いたします。これは、総務管理費に係るものであります。

保険給付費9,825万1,000円を増額、これは療養給付及び医療費の増加によるものであります。

前期高齢者支援金等7万円、老人保健拠出金23万1,000円、共同事業拠出金を4,512万1,000円それぞれ減額、これは社会保険診療報酬支払基金への納付金で、変更通知によるものであります。

諸支出金を15万円増額いたします。第2表、繰越明許費については、特定保健指導事業業務委託にかかわる費用93万4,000円であります。

以上が平成25年度八千代町国民健康保険特別会計（第3号）の概要であります。

なお、この予算につきましては、平成26年2月26日に八千代町国民健康保険運営協議会に諮り、ご了承をいただいていることをご報告申し上げます。

続きまして、平成25年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回提案した補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出それぞれ690万1,000円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億6,530万円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、保険料を657万円、繰越金301万2,000円をそれぞれ増額いたします。また、繰入金173万7,000円、諸収入94万4,000円、それぞれ減額いたします。

次に、歳出について申し上げますと、総務費82万8,000円、諸支出金50万円、それぞれ減額いたします。また、後期高齢者医療広域連合納付金を822万9,000円増額いたします。

以上が平成25年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

続きまして、平成25年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

まず初めに、保険事業勘定について説明申し上げます。

今回提案した補正予算は、本年度第3回目の補正で、歳入歳出ともに2,624万4,000円を増額し、歳入歳出予算総額それぞれ15億4,278万5,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、保険料555万7,000円を増額

いたします。これは、保険料見込みの変更に伴うものであります。

次に、繰入金58万7,000円を増額いたします。これは、介護サービス事業勘定からの繰入金であります。

次に、繰越金1,829万7,000円を増額いたします。これは、平成24年度からの繰越金でございます。

次に、諸収入180万3,000円を増額、これは下妻地方広域介護認定審査会負担金過払い金の返還が主な内容でございます。

続いて、歳出について申し上げます。保険給付費719万7,000円を増額いたします。これは、保険給付費の見込み変更に伴うものでございます。

次に、基金積立金1,999万9,000円を増額いたします。これは、介護保険給付の安定化を図るため積み立てるものでございます。

次に、総務費45万9,000円、地域支援事業費49万3,000円を減額いたします。これは、主に職員給与の減額に伴うものであります。

続きまして、介護サービス事業勘定についてご説明申し上げます。

今回提案いたします補正予算は、歳入歳出とも89万5,000円を増額し、歳入歳出予算総額それぞれ805万6,000円とするものであります。

この内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、サービス収入50万7,000円を増額いたします。これは、介護予防支援利用者の増に伴うものでございます。

次に、繰越金38万8,000円を増額いたします。これは、平成25年度からの繰越金でございます。

続いて、歳出について申し上げますが、事業費50万7,000円を増額いたします。これは、介護予防支援事業費の委託料の見込みを上回るため増額するものであります。

次に、諸支出金38万8,000円を増額いたします。これは、保険事業勘定への繰出金であります。

以上が平成25年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

次に、続きまして平成25年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第3回目の補正で、歳入歳出とも5,329万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ2億5,869万9,000円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、繰越金3,955万9,000円を増額し、国庫支出金の社会資

本整備総合交付金3,145万2,000円、一般会計繰入金3,820万6,000円、町債の土地区画整理事業債の2,320万円をそれぞれ減額いたします。

歳出の主な内容といたしましては、総務費、一般管理費の人件費22万5,000円を減額、土地区画整理費、第1工区区画整理事業費の委託料79万9,000円を減額、土地区画整理費、第2工区区画整理事業費の委託料360万円、工事請負費200万円、補償、補填及び賠償金4,667万5,000円をそれぞれ減額いたします。

なお、第2表、繰越明許費につきましては、第2工区の交付金による家屋物件移転補償費の繰り越しをするものであります。

第3表、地方債補正については交付金の減に伴うもので、以上が平成25年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

続きまして、平成25年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出とも1,648万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれを7億7,156万7,000円とするものであります。

補正予算の主な内容であります。歳入につきましては分担金、町債を減額し、繰入金、繰越金を増額するものであります。

歳出においては、農業集落排水事業管理費における賃金、役務費、委託料を減額し、農業集落排水事業において中結城東部地区の年度内事業量の確定に伴い委託料、工事請負費を減額し、公債費において元利償還金及び利子を減額するものであります。

また、第2表、繰越明許費においては、中結城東部地区国庫補助事業に年度内未完了分が生じたため、2,000万円を平成26年度へ繰り越すものであります。

第3表、地方債補正については、事業費が減額するためのものであります。

以上が平成25年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

続きまして、平成25年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回提案しました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出とも176万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ3億8,000万3,000円とするものであります。

補正の内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、国庫支出金において下水

道補助金180万円、繰入金において下水道基金繰入金488万3,000円をそれぞれ減額いたします。

繰越金については、前年度からの繰越金652万1,000円を増額いたします。

町債においては、下水道事業債160万円を減額いたします。

次に、歳出について申し上げますと、事業費においては142万2,000円を、公債費においては34万円を減額いたします。

第2表、繰越明許費については、鬼怒小貝流域下水道事業で繰越しが生じたため、それに伴う建設負担金290万9,000円を平成26年度へ繰り越しいたします。

第3表、地方債補正については、公共下水道事業910万円を減額、特定環境保全公共下水道事業750万円増額いたします。

以上が平成25年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の概要であります。

続きまして、平成25年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回提案しました補正予算は、本年度第1回目の補正で、3条予算の収益的収入を1,865万5,000円増額し、総額を4億2,920万4,000円とし、収益的支出を268万1,000円増額し、総額を3億8,147万7,000円とするものであります。

初めに、水道事業収益について申し上げます。営業収益において、給水収益で水道料金及び量水器使用料1,038万2,000円、その他営業収益で加入金等により750万3,000円を増額し、営業外収益については、雑収益で工事補償金等により77万円を増額するものであります。

次に、水道事業費用について申し上げます。営業費用のうち、原水費337万5,000円、浄水費225万5,000円、配水費433万2,000円、総係費398万5,000円それぞれ減額し、減価償却費1,617万1,000円を増額するものであります。

また、営業外費用については、消費税45万7,000円を増額するものであります。

続きまして、4条の資本的支出につきましては、契約差金等による施設費232万7,000円、資産購入費189万9,000円をそれぞれ減額し、総額を1億6,070万2,000円とするものであります。

以上が平成25年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)の概要であります。

以上、一括上程されました各会計の補正予算について提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といた

します。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、宮本直志議員。

12番（宮本直志君） 一般会計の補正予算（第5号）の13ページ、款の14国庫支出金ということで、下のほうの4番ですか、教育費国庫補助金ということで6,163万6,000円、中学校費補助金、学校施設環境改善交付金ということなのですけども、これはどういう性質のものか、毎年出るものか、あるいはどんなふうな使用でいいのか、ちょっと説明をお願いします。

議長（水垣正弘君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 水書正義君登壇）

教育次長兼学校教育課長（水書正義君） 宮本議員さんの質問にお答えします。

今回6,163万6,000円の増額補正ということで、この交付金につきましては八千代第一中学校を整備する交付金でございます。補助制度は毎年ございます。八千代一中、制度上2分の1の事業をいただきまして、今回6,100万円の増額補正と、当初9,800万円相当を計上しまして、契約が確定しましたので、その3割分が今年度に交付されると、その数字を見込んでの6,163万6,000円の増となっております。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 12番、宮本直志議員。

12番（宮本直志君） これは、普通の学校施設整備補助金とは違う性質のものですよね、あくまでも八千代一中に対しての交付金ということですか。

議長（水垣正弘君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 水書正義君登壇）

教育次長兼学校教育課長（水書正義君） この交付金につきましては、八千代第一中学校に充当する交付金でございます。

議長（水垣正弘君） そのほかに質疑ございませんか。

13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 先ほど町長のほうからも説明がありました民生費の関係でちょっとお尋ねをしたいのですが、錦荘の補助金が606万円出ているわけですが、この錦荘の補助の部分については、県、国からも出ている数字もあろうかと思っておりますけれど

も、町が補助する金額の積算に至った経緯、錦荘の総工的な建設費というか、多分建てかえになっていると思うのですけれども、これに対する、いわば県、国の補助金をにらんだ中で町がこの予算を組んだ一つの積算のもとがどのようなになっているのか、この点ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 13番、大久保議員のご質問にお答えをさせていただきます。

繰越明許費で上程してございます錦荘の整備事業の件かと思いますが、こちらなのですけれども、積算基礎といたしましては八千代町民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱がございまして、こちらの第4条の第1項によりまして、県の施設整備補助金の3%を補助するような条項になってございます。それで、県の補助金が2億200万円ということもありまして606万円の予算でございます。

こちらの繰り越しなのですけれども、やはり今年度、入札などを行いましたのですけれども、不調ということもございまして年度内の竣工ができないということで、翌年度のほうに繰り越しをさせていただいて、翌年度の完成を待って補助金を交付するというようなことで繰り越しをさせていただければと思います。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） そうすると、今県のほうからの補助金が2億200万円と、それに3%を乗じた中で606万円という数字が出てきて、年度内という決算が、完工ができないので、支出ができないので繰り越すということなのだろうと思いますけれども、総体的に県の言う2億200万円という補助金でいきますと、総トータル的には幾らの建設費というか、いわば設計の単価の部分で幾らなのかわかりませんが、総体事業費としては幾らを見たときに県が2億200万円、八千代が606万円という数字になり得るのか、その一番の大もとの大きな積算基礎、今不調になっているからあれですけれども、当然そこには設計単価なりなんなりは、予算措置としては町にも提示してある部分があるかと思いますが、その総事業費的には補助対象になり得る、いわば大もとになる数字は幾らと承知をしているのですか。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

(福祉保健課長 相田敏美君登壇)

福祉保健課長(相田敏美君) それでは、引き続きまして大久保議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

その事業計画時の金額ということになるのですけれども、総体的な事業費で11億5,900万円という総事業費が出ております。その事業費に対して県の支出金として2億200万円という計画がございまして、それに基づいたものでございます。

以上になります。

議長(水垣正弘君) そのほかに質疑ございませんか。

12番、宮本直志議員。

12番(宮本直志君) 同じく一般会計の教育費でありまして、下結城の小学校のトイレ改修ということで出ておりますが、40ページです。学校建設費ということで、どんなふうに改築するのか、新年度の予算でやると思うのですけれども、ちょっと説明をお願いします。地元のものですから、ちょっと。

議長(水垣正弘君) 学校教育課長。

(教育次長兼学校教育課長 水書正義君登壇)

教育次長兼学校教育課長(水書正義君) 宮本議員さんの質問にお答えします。

今回の実施設計の40万5,000円につきましては、入札差金ということでございます。今年度、平成25年度は実施設計を組みまして、平成26年度に下結城小学校のトイレを全面改修と、下小が終われば小学校のトイレ改修は全て終わるといような予定でおります。

なお、工事費等につきましては平成26年度当初予算に計上されておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(「どこをやるの」と呼ぶ者あり)

教育次長兼学校教育課長(水書正義君) 場所的には、トイレ全部です。

(「全部」と呼ぶ者あり)

教育次長兼学校教育課長(水書正義君) はい。

(「学校のトイレ」と呼ぶ者あり)

教育次長兼学校教育課長(水書正義君) 学校のトイレでございます。

議長(水垣正弘君) そのほか質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) これで質疑を終わります。

それでは、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第12号 平成25年度八千代町一般会計補正予算(第5号)から議案第19号 平成25年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)まで8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 平成25年度八千代町一般会計補正予算(第5号)から議案第19号 平成25年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)まで8件は原案のとおり可決されました。

議長(水垣正弘君) 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、明日午前9時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会といたします。

(午前11時49分)